

仕 様 書

本仕様書は、江戸川区が委託する「江戸川区郷土資料室移転に伴う展示計画策定・製作設置委託」（以下、「本業務」という。）の仕様を定めるものであり、受託者は、本仕様書に基づき本業務を誠実に実施するものとする。

1. 件 名

江戸川区郷土資料室移転に伴う展示計画策定・製作設置委託

2. 目 的

江戸川区郷土資料室の移転に伴い、①展示計画策定業務、②製作設置業務を受託者が行うことにより、本業務が適正に円滑に運用することを目的とする。

3. 履行期間

契約確定日から令和8年3月31日まで

4. 履行期限

- | | |
|-----------------|------------|
| ① イメージパースの作成 | 令和7年10月31日 |
| ② 展示計画策定・製作設置業務 | 令和8年 2月28日 |
| ③ 成果物の提出 | 令和8年 3月31日 |

5. 履行場所

江戸川区篠崎公益複合施設（愛称：篠崎文化プラザ）（以下「篠崎文化プラザ」という。）
3階 企画展示ギャラリー（江戸川区篠崎町7-20-19）

6. 計画・準備

受託者は、本業務の実施に先立ち、契約締結後直ちに、次に挙げる必要な書類を提出して区担当者の承認を得ること。また、本業務着手後にこれを変更する場合も同様とする。

- ① 工程計画書（履行期間のスケジュール）
- ② 実施体制書
- ③ 業務着手届

7. 業務内容

（1） 展示計画策定業務

下記の内容について、区と受託者で十分な協議のうえ決定すること。

- ① 展示レイアウトの詳細図の作成（平面図及び展開図）
- ② 展示ケース・展示台の設計図の作成（寸法、素材、個数）
- ③ 展示造作物の設計図の作成
- ④ イメージパースの作成

(2) 製作設置業務

- ① 工事に必要な養生
- ② 工事期間中の現場管理
- ③ 郷土資料室入口看板等の製作及び設置
- ④ 展示室パネル、キャプション等の製作及び設置
- ⑤ 大型展示台の製作及び設置
- ⑥ 展示ケースの製作及び設置
- ⑦ べか舟展示台の製作及び設置
- ⑧ 再現展示用の和室の製作及び設置
- ⑨ 板碑展示台と収納ケースの製作及び設置
- ⑩ 郷土資料室出入口及び鍵の設置

(3) その他、製作及び設置業務等に必要な業務

- ① 関係機関及びマンション住民への作業の周知
- ② 関係機関及びマンションとの作業スケジュールの調整

8. 展示の特記仕様

- (1) 文化財の保全に充分留意し、恒久的に使用可能な設備を整えること。
- (2) 材料、仕上げ、色彩等については、必要に応じてあらかじめ見本品を提出し、区の承認を得ること。
- (3) べか舟の展示台
べか舟：一人乗りの小型漁船。
全長 4 2 4 cm×幅 8 0 cm×高さ 4 6 cm。帆を立てた時の高さ 2 3 4 cm
- (4) 再現展示用の和室の製作
昭和のくらしを理解するための再現展示用の和室。所蔵資料の冷蔵庫・ちゃぶ台・足踏みミシン・茶箆筥・炊飯器等を展示する。展示資料は区と協議の上決定する。
- (5) 板碑展示台及び収蔵保管用ケース
板碑展示台：板碑（高さ 8 7 cm×幅 2 6. 5 cm×厚さ 2 cm、重量約 1 5 kg）1 枚を立てて展示することが可能な台
板碑収蔵保管用ケース：2 台。木製。
※板碑を収蔵した状態で平積み能耐える強度とする。
 - ① （高さ 8 7 cm×幅 2 3 cm×厚さ 2. 5 cm、重量約 1 5 kg）
（高さ 9 6 cm×幅 2 7 cm×2. 5 cm、重量約 1 5 kg）
上記 2 枚の板碑を収蔵
 - ② （高さ 1 1 9 cm×幅 3 3 cm×厚さ 3 cm、重量約 1 5 kg）の 1 枚の板碑を収蔵
- (6) 出入口は、閉室時に郷土資料室内への進入を防ぐための設備を設置する。なおかつ施錠を可能とする。

9. 受託者の責務等

- (1) 受託者の責務において、移転先の施設の利用人や業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

【別紙 1】

- (2) 受託者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守し、その適用および運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受託者は移転作業時に必要な駐車場所について確保すること。
- (5) 作業にあたり、事前に区担当者に連絡し、作業スケジュールの調整を行うこと。
- (6) 移転先施設内の作業は、平日の9時から17時までとし、周辺環境への騒音等について配慮すること。想定時間の大幅変更が必要な場合は、区担当者へ報告するとともに、指示を受けること。
- (7) 作業にあたり、他の関係機関へ届出が必要な場合は、事前に区担当者・関係機関へ連絡したうえで、届出を行うこと。

10. 成果物

- (1) 受託者は、現場設置の物品以外に、次に掲げる成果物を令和8年3月31日までに提出すること。
 - ① 竣工図 2部
 - ② 上記データ電子記録媒体 2式
- (2) 本委託契約の実施により得た成果物は、全て区に帰属する。ただし、成果物等に第三者の著作権、肖像権その他の権利を使用する場合で、その権利を区に帰属させることができない場合は、受託者は区と協議の上、当該第三者との間で必要かつ可能な権利処理を行うものとし、区は受託者が行った権利処理の範囲内で成果物等を使用するものとする。

11. 支払方法

「6 業務内容」に記載のとおり、業務内容を（1）展示計画策定業務と（2）製作設置業務に分けて、（1）展示計画策定業務が先に済んだ場合、既済部分に対する代価について、完納前に支払うことができる。その後、完納後に（2）製作設置業務に対する代価を支払うこととする。それぞれ履行検査完了後、適法な請求書の提出に基づき30日以内に支払う。

12. 特記事項

- (1) 契約の履行に際し、受託者の責めに帰すべき事由によって、区または第三者に損害を与えまたは権利の侵害を引き起こした場合は、損害賠償その他について、受託者の責任において処理するものとする。
- (2) 本契約には、契約内容の履行に際し必要な資機材および交通費、現場管理費、発生材料処分費、駐車代金、作業に伴う人件費他諸経費の一切を含む。
- (3) 清掃等
現場設置期間中は設置現場内の清掃・片付けを行い、本業務完了に際しては、設置現場内の竣工時に清掃を行うこと。なお、搬入経路も同様とする。
- (4) 事故防止と対応
 - ① 諸法令・法規等を厳守し、事故の防止に万全の注意を払うこと。
 - ② 不測の事態が生じた場合は、受託者は速やかに区担当者に報告し協議すること。

【別紙 1】

③ 次の事項の事故が発生した場合は、受託者の責任において原状回復または損害賠償等の処理を行うこと。

- ・ 第三者、施設利用者、職員等および作業員の人身事故
- ・ 建物および付随する設備に対する事故
- ・ その他、受託者の管理責任に基づく事故

(5) 秘密保持義務

① 受託者は、本契約の遂行にあたり直接又は間接的に知りえた情報を、外部に漏らしたまたは他の目的に利用してはならない。本契約の終了後または解除された場合も同様とする。

② 上記の事項は、作業員が受託者から退職した後においても、その責任を負う。

③ 受託者は、区の許可無くして区の保有する情報等を複写してはならない。また、媒体、帳票等の物件を、外部に提供もしくは提示してはならない。

④ 受託者は、上記の事項に違反した場合、損害賠償の責任を負う。

⑤ 受託者は、区が立ち入りを認めた場所以外の立ち入りは出来ない。

(6) 自動車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定を遵守すること。

(7) 別紙「個人情報保護に関する特約条項（別紙7）」及び「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項（別紙8）」を遵守すること。

(8) 最低賃金（毎年10月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改正後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。

13. その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議のうえ、業務の履行に努めること。

14. 担当部署

江戸川区 教育委員会事務局 教育推進課 文化財係

【所在地】 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス 3階

【電話】 03-5662-7176（直通）

【Eメール】 2811300@city.edogawa.tokyo.jp

江戸川区郷土資料室移転 基本計画

江戸川区教育委員会事務局 教育推進課 文化財係

1. 郷土資料室の沿革

都市化とともに失われていく文化財を保護し、教育活動に活用することを目的に開設された。開設当初から社会科見学にも使用されている。収蔵資料は、区民からの寄贈資料が中心である。常設展示室において区の通史を紹介し、企画展示室で年3回ほどの企画展・ミニ企画展を開催してきた。現在、グリーンパレス(区民センター)本館3階に所在し、教育推進課文化財係の事務室に隣接している。

現 江戸川区立郷土資料室
 〒132-0031 東京都江戸川区松島1丁目38番1号 グリーンパレス3階
 交通:バス停 江戸川区役所前下車徒歩3分

昭和40年(1965)	グリーンパレス開館・郷土資料室開設(12/1)
平成11年(1999)	郷土資料室改修工事のため休館(6/21～翌1/31)
平成12年(2000)	リニューアルオープン(2/1)
平成19年(2007)	グリーンパレス耐震工事に伴い全館休館(12/15～翌7/31)
平成20年(2008)	リニューアルオープン(8/1)

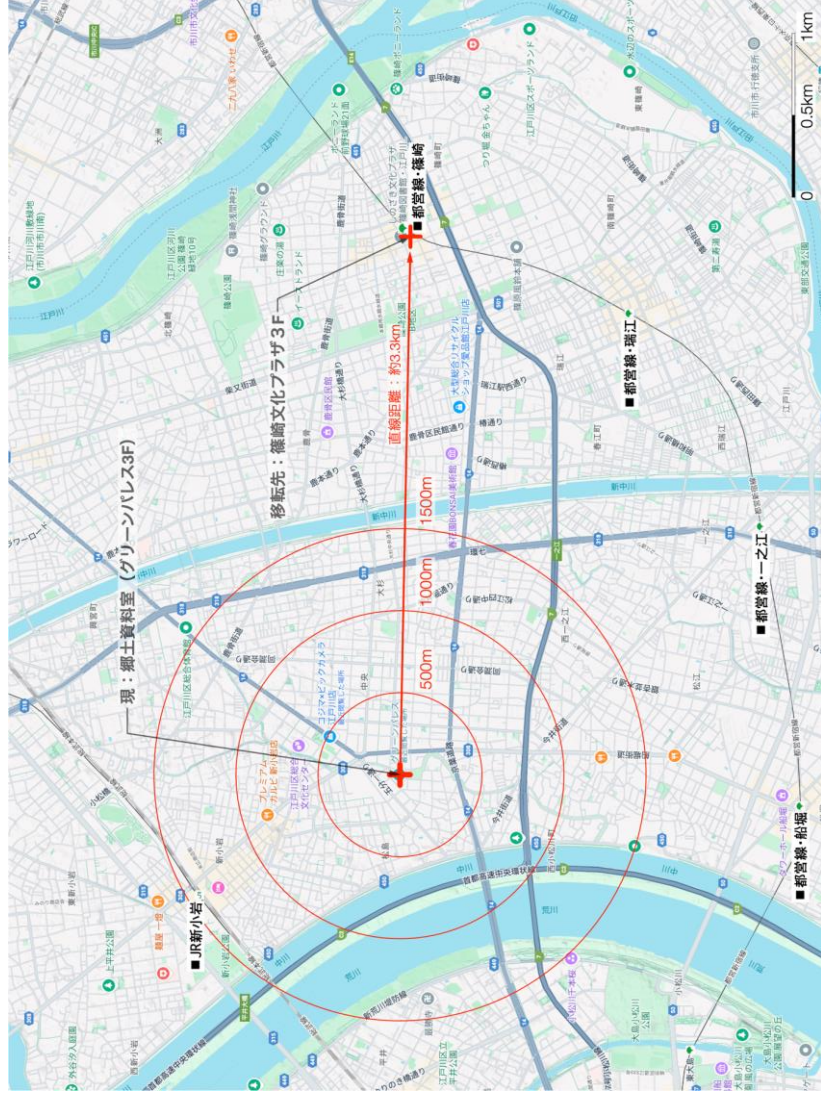
2. 郷土資料室移転の経緯

文化財保護の拠点であるとともに、学校教育の補完施設としての役割も担ってきたが、グリーンパレス(築60年)の老朽化にともない、移転先を探す必要があった。現在の郷土資料室には交通アクセスが必ずしも良くないという利便性における課題を解決する必要性があり、地下鉄駅直結の江戸川区篠崎公益複合施設愛称:篠崎文化プラザ(以下「篠崎文化プラザ」という/H20落成)を移転先として決定した。

3. 郷土資料室移転先の概要

篠崎文化プラザ
 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町7-20-19「篠崎ツインプレイス」20番街区3階
 交通:都営新宿線「篠崎駅」西口出口に直結
 区民が、伝統工芸、地場産業、江戸川区の歴史や文化について理解を深め、また多目的に利用できる文化施設として平成20年(2008)に開設された。篠崎図書館、総合人生大学のほか、企画展ギャラリーや伝統工芸カフェを備えた施設である。今回郷土資料室の移転が予定されているのは企画展ギャラリー一部分となる。スターツアメニティー株式会社・株式会社図書館流通センター・スターツアジアリテイラー・サービス株式会社の三社からなる共同事業体である篠崎SAバブリックサービスが指定管理者として指定され、管理運営を行っている。

4. 移転計画の課題 - (1) 篠崎文化プラザの特性と課題



◇課題の整理

(1) 現 郷土資料室の課題

- ① 最寄りの駅から距離があり、交通アクセスが悪い。
- ② 図書館から距離が離れているため、連携が取りにくい。
- ③ コロナ後も来館者が回復してきていない。
- ④ 平成20年に行われた直近のリニューアルから17年が経過しており、より時代に即した展示内容が求められる。

(2) 移転先 篠崎文化プラザの課題

元来、文化財や史料の保管・展示・管理施設として想定された施設ではないため、用途に即した環境へ変更や改良が必要である。
篠崎文化プラザの展示ギャラリーは、現在の郷土資料室に比べ60%の広さであることも、移転後新たな展示を構築する上で大きな制約である。

◇地理面の特性比較

現在の郷土資料室があるグリーンパレスは、江戸川区役所に近く各種の施設が近隣に点在するが、鉄道駅は最も近いJR新小岩駅で約1.5km、都営新宿線の各駅は2km以上と徒歩圏とは言えない。

篠崎文化プラザは2008年オープンと比較的新しく、ファシリティやポテンシャルの高さと同時に都営新宿線篠崎駅(地下駅)と直結するアクセスの良さと、図書館施設が同じ施設内にあることが魅力である。

◇【展示室および検討スペースの広さ比較】 ※面積は推計を含む

【現】 郷土資料室	【移転先】 篠崎文化プラザ		
常設展示室	200.00㎡	企画展示ギャラリー	216.71㎡
企画展示室	162.41㎡	共用エントランス	— (58.14㎡)
合計	362.41㎡		216.71㎡

4. 移転計画の課題 - (2) 現 郷土資料室の特徴と展望

◇ 年間来館者数の推移に見る傾向と課題

江戸川区郷土資料室：近年の入館者数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
来館者数	15,520人	9,325人	7,130人	9,708人	11,713人	11,756人
* 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言の発出に伴い、R1年3/28-5/25、R3年4/25-5-31、R4年1/10-3/21休業。						
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
社会科見学参加者数	2,365人	738人	-	153人	1,470人	1,333人

* 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受け入れを中止した期間あり。

令和(R)元年度には年間15,000人以上、つまり1日平均50人以上ぐらいの来館者があったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置期間を経たR6年度現在約75%＝12,000人弱の来館に留まっている。



現 郷土資料室
入り口と常設展示



◇ これまでに培われた郷土資料館の魅力

・ 多彩な企画展の開催



・ 各種の刊行物やリーフレットの整備 ～ 手に取りやすい環境づくり
・ 解説ツールの整備や映像資料



・ 各種イベントの開催 (ギャラリートーク／ワークショップ)
・ こどもたちの社会科見学とボランティアガイド／地域とのつながり



移転に伴う課題の確認と新たな目標が生まれ
実現を展望する方針と施策、具体的な取り組み案を想定した

5. 郷土資料室の使命

コンセプト&スローガン

未来へつなぐ郷土の歴史

郷土資料室＝過去を知る場所
であると同時に、自分や家族の
ストーリーを重ねられる場所
祖先から受け継がれてきた、か
けがえのない江戸川区の文化遺
産や伝統行事に触れる機会を、
子どもたちをはじめとして区民に
積極的に提供し、後世に伝承
する土壌を育んでいく。

5つの目標と施策(案)

1.

【目標】文化財保護と伝統文化保存振興

【方針】文化財・伝統文化の調査・資料等を収集し、これらの保存と活用の拠点とする。

【具体的な取り組み】

これまでの研究・調査結果の発信

2.

【目標】自分が暮らすまちの歴史と文化の価値を知り、郷土愛を育くむ。

【方針】文化遺産や伝統行事に触れる機会を提供する。

【具体的な取り組み】

数多くの寄贈資料やテーマを常設展示・企画展示により紹介する。

3.

【目標】児童・生徒をはじめとした全ての区民への学習機会の充実をはかる。

【方針】大人にも子どもにもわかりやすく魅力的な展示を提供する。

【具体的な取り組み】

- ① 入りたくなる郷土資料室
- ② 子どもにも理解しやすい展示
- ③ 視覚による理解を促す実物資料の展示
- ④ 楽しみながら学ぶ仕掛けづくり
- ⑤ ユニバーサルデザイン

4.

【目標】区の歴史が、今の暮らしにつながることができる展示

【方針】郷土のできごとを地理的・歴史的なつながりを持って理解する。

【具体的な取り組み】

今の暮らしが区の歴史や周辺とのかわりつつなかりがあることが理解できる展示構成

5.

【目標】新たな文化的集い・交流・回遊の拠点となる。

【方針】複数の文化施設と協働・連携することで、参加者の間口を広げる。学びと交流の場となることで、地域社会で価値のある存在となる。

【具体的な取り組み】

- ① 図書館・人生大学等との連携
- ② 情報コーナー

6. 郷土資料室移転先の展示プラン

実現するべきテーマ | 常設展示【基盤】⇔企画展示【変化や発見をもたらすもの】

～ 本来価値の構築と可変性や即応性を意識した展示構成や手法 ～

● 常設展示

通史展示を基本とする。区の歴史・文化を体系的に紹介する。

子どもだけでなく大人も満足できる情報量と解説を提供し、かつ実物展示を中心とすることでリアルな歴史を体感でき、地域への愛着を育む内容とする。

● 企画展示

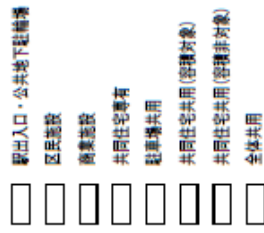
新たな視点の提示と、話題性の創出を実現する。

来館者の関心を喚起し、新たなターゲット層を呼びこむ。常設展示スペースも含めた空間をフレキシブルに利用して、見ごたえのある内容。

7. 郷土資料室の展示構成(案)

タイトル		内容	タイトル		内容
1	古代	人の暮らしの始まり/養老5年の戸籍/上小岩遺跡	11	第二次世界大戦	戦後の暮らし/空襲/疎開
2	中世	板碑/葛西御厨/小田原衆所領役帳	12	農業1 概要	土地の性質/土地利用/水田/蓮田蔬菜栽培 /下肥/軟弱野菜/花卉
3	近世～現代概要	新田開発/南葛飾郡の成立/日露戦争 江戸川区の誕生/第二次世界大戦/人口の変化 など	13	農業2 都市とのつながり	
4	名主と新田開発	新田開発/名主/近世村地図	14	伝統工芸	農閑期の仕事/関東大震災と都市化の影響
5	鷹狩	鷹狩	15	漁業1 概要	海苔と貝
6	交通	道/渡しから橋へ/舟運から道路と鉄道へ	16	漁業2 技術	
7	教育	寺子屋/筆子塚/小学校の誕生	17	昭和のくらし	和室再現展示
8	川1 舟運	利根川を鮎子に/	18	都市化への流れ	葛西沖の埋立/農地から宅地へ
9	川2 治水	浅間山の噴火/江戸川・荒川・中川の改修工事/カスリーン台 風・キティ台風	19	今、そして未来へ	高度経済成長期/環境問題/多文化共生社会（外国人人口）
10	川3 用水	用水	20	企画展示	

篠崎文化プラザ3階レイアウト図



篠崎文化プラザ 施設情報

※江戸川区ホームページより引用 <https://www.shinozaki-bunkaplaza.com/facility>

【施設概要】

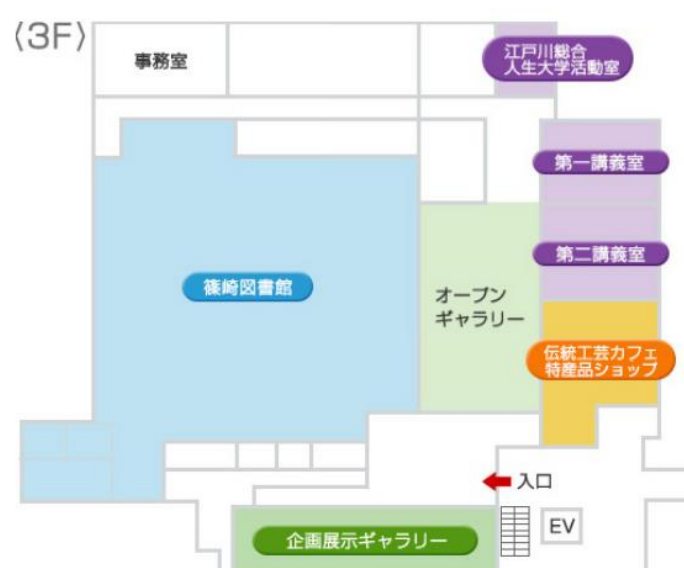
篠崎文化プラザは、江戸川区の歴史や文化、産業などを様々な形で紹介するギャラリーや、江戸川区立篠崎図書館、江戸川総合人生大学および、伝統工芸カフェ“アルティザン”で構成される複合文化施設です。

本施設は、区民が伝統工芸、地域産業、江戸川区の歴史や文化について理解を深め、また多目的に利用できる文化施設として開設されました。区民文化の継承と豊かで個性のある文化の創造を目指し、区民による文化・芸術活動及び生涯にわたる学習活動をサポートします。地域住民の学習活動の拠点として、学習の機会・場・情報を提供し、その活動を支援する事で地域コミュニティの醸成を促して参ります。

【建物レイアウト】



【館内レイアウト】



【開館時間】

9：00～21：30

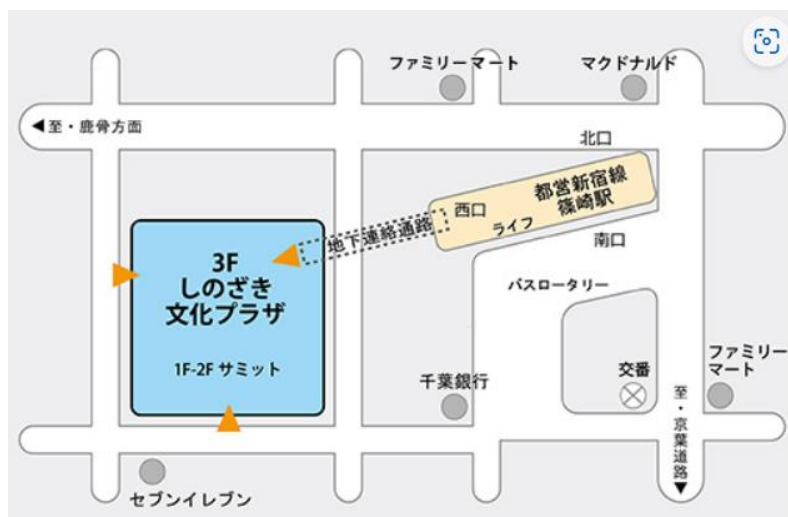
【休館日】

年末年始（12/31、1/1、1/2）及び メンテナンス臨時休館日

【住所】

東京都江戸川区篠崎町7-20-19 しのぎ文化プラザ

【アクセス】



《 篠崎文化プラザ（3階）の他施設の状況 》

○篠崎図書館

【会館時間】 9：00～21：30

【休 館 日】 毎月第4月曜日、特別整理期間、年末年始

○伝統工芸カフェ

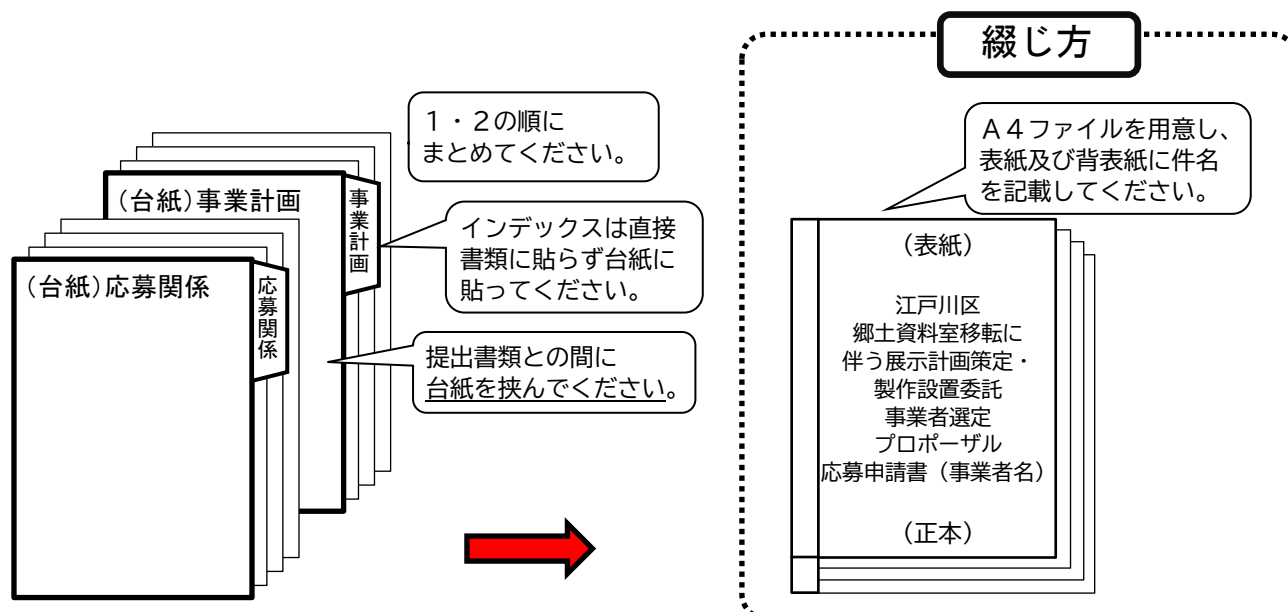
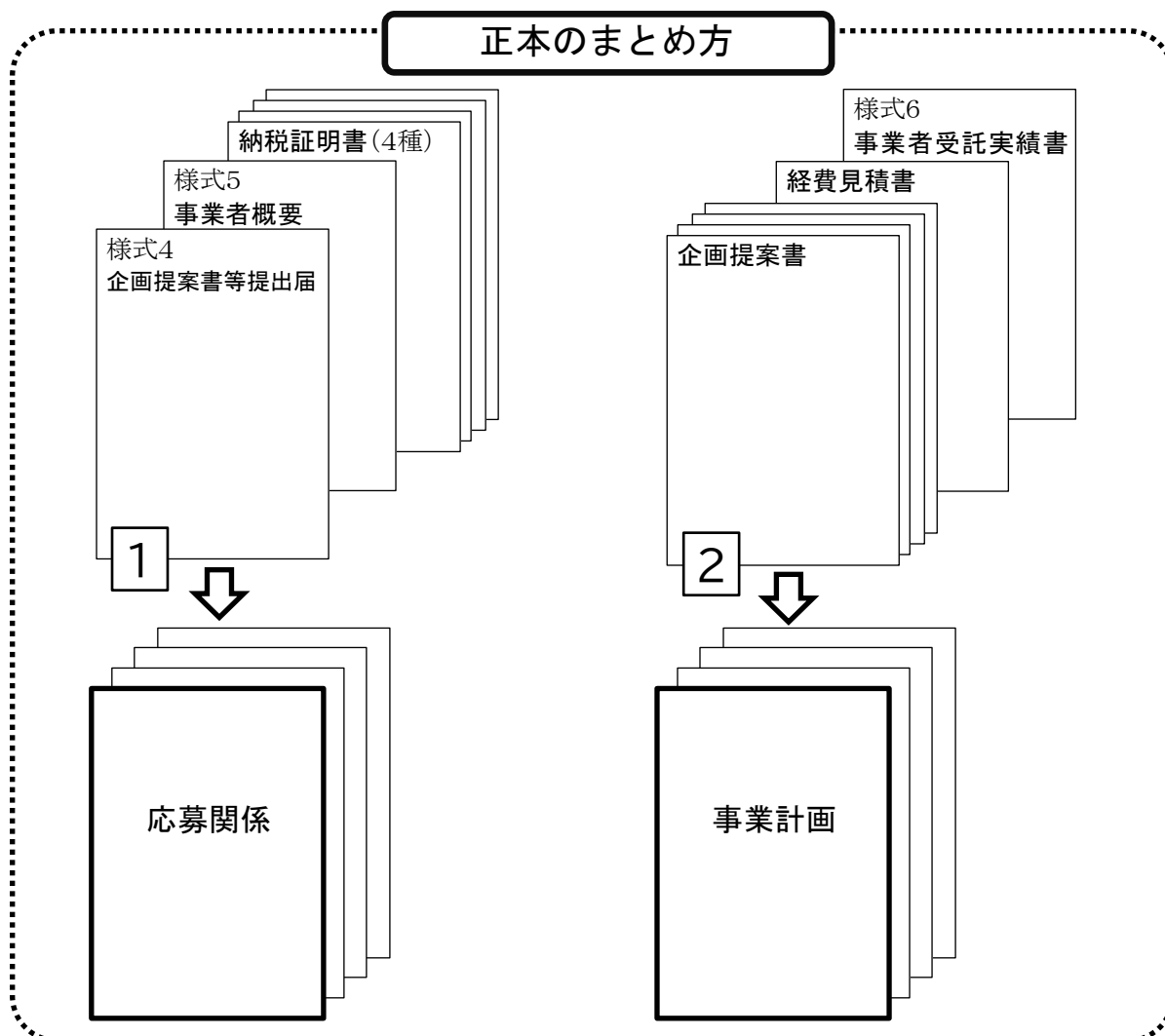
【営業時間】 9：00～20：30 ※時間に変更になる場合もあります。

○江戸川総合人生大学

応募申請関係書類の綴り方

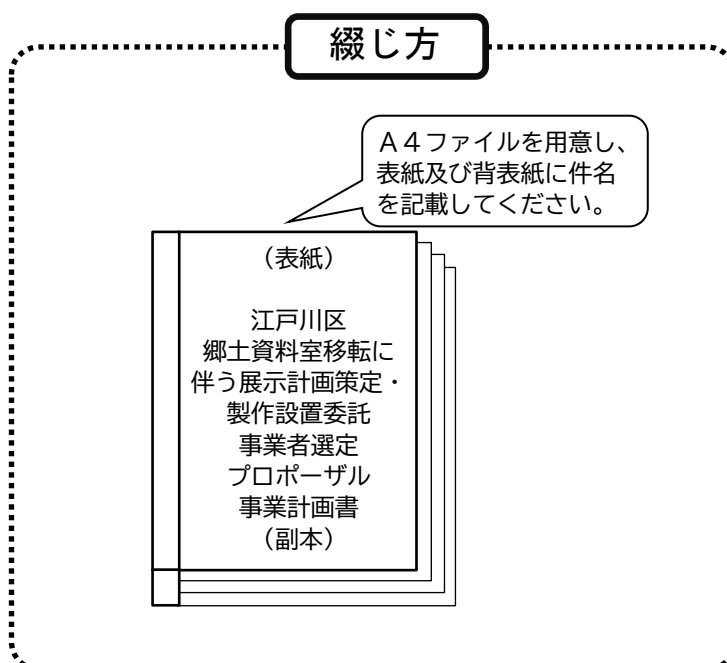
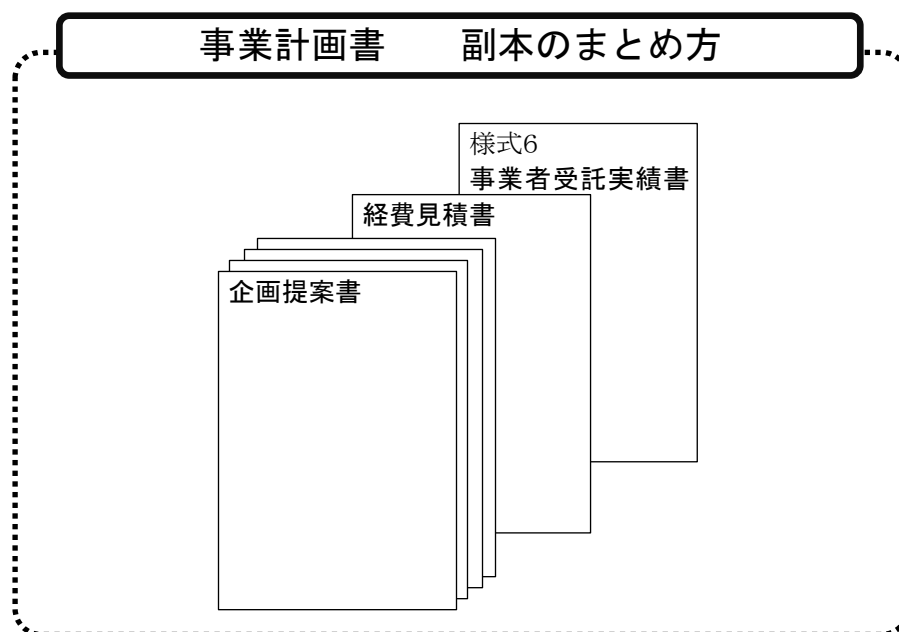
1. 応募申請関係書類（正本）の綴り方

- 様式や添付書類が複数ページにわたる場合もホッチキスで留めずに綴ってください。
- 実施要項 4 ページ「1 4 提出書類」「②応募申請関係書類」の記載順に綴ってください。



2. 事業計画書（副本）の綴り方

- 書類審査に使用するため、事業計画書副本10部を作成してください。副本は正本の写しとします。
（実施要項5ページ「14 提出書類」を参照）。
- 様式や添付書類が複数ページにわたる場合もホッチキスで留めずに綴ってください。
- 事業者名、代表者氏名、代表者印、ロゴなど、応募者の類推が可能となる情報を表示しないでください。



【別紙 6】

江戸川区公契約条例の適用について

江戸川区では、公契約条例の適用対象案件に従事する労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備しました。

本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され、受注者は、労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。

なお、労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。

概要や詳細は、江戸川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ掲載場所】

トップページ（事業者向け情報） > しごと・産業 > 入札・契約情報 > 公契約条例関連情報 > 江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続について

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/kokyotyotatukihonjorei/>

（関連資料）

- ・公契約条例制度説明会資料（令和3年9月24日）
- ・令和7年度江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き
- ・江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項（契約書または協定書の一部として綴られます）

（公契約条例に関する問い合わせ先）

総務部契約課契約係

TEL 03（5662）1005

個人情報保護に関する特約条項

(定義)

第 1 条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。

(個人情報の収集、保管及び利用)

第 2 条 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、甲の指定する範囲内で個人情報（特定個人情報を除く。）の収集、保管及び利用をすることができる。

- 2 乙は、甲が委託する業務を実施する場合にのみ、番号利用法に規定する範囲のうち、甲が指定する範囲内で、当該業務を行うために必要な限度において特定個人情報を収集、保管及び利用をすることができる。

(責務)

第 3 条 乙は、個人情報の収集、保管及び利用に当たって、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため、個人情報を取り扱うに当たっては、取り扱う従業者を明確化するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために次条以下の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第 4 条 乙は、乙の職員等に対し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、その職を退いた後も同様とすることを徹底するとともに、退職時には退職者に対して改めて、同様の指導をしなければならない。

(取扱場所)

第 5 条 乙は、甲の同意を得た場所においてのみ、個人情報を取り扱うものとし、当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第 6 条 乙は、甲の同意を得なければ、個人情報（特定個人情報を除く。）について、業務の範囲を超える利用及び第三者への提供をしてはならない。

- 2 乙は、特定個人情報について、業務の範囲を超えた利用及び番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除いた第三者への提供をしてはならない。

(再委託の禁止)

第 7 条 乙は、個人情報に関する業務を乙以外の者へ再委託してはならない。

(複写及び複製等の禁止)

第 8 条 乙は、本業務以外に個人情報の複写、複製及び加工をしてはならない。

(提供資料の返還義務等)

第 9 条 乙は、甲より提供される個人情報に関する資料を、本業務で使用後速やかに返還しなければならない。

2 乙は、本業務において甲から提供された個人情報の複写、複製又は加工を行った場合は、当該個人情報を業務終了後又は指定された保存期間が経過した場合は、速やかに返還しなければならない。ただし、当該個人情報の記録形態等により返還することが困難な場合は、あらかじめ当該個人情報の取扱いについて甲と協議し、甲の承認を得た上で、外部に漏えいすることのないよう適切な方法により速やかに廃棄又は消去等の処理をし、廃棄方法、日時等を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

3 業務委託上使用する個人情報の受渡しについて、甲乙双方で管理簿に記録しなければならない。
(個人情報の管理方法の指定)

第10条 乙は、個人情報の管理の適正を期するため、甲の指定する管理方法をとらなければならない。

(立入調査等)

第11条 甲は、個人情報の管理の適正を期するため、必要に応じて乙の管理状況を立入調査することができる。

2 前項に規定するもののほか、甲は、乙の従業者に対する監督、教育、契約内容等の遵守状況について、報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、乙の管理する個人情報に紛失、破損、改ざん、漏えい、システム異常等が発生した場合は、速やかに甲へ報告するとともに、事故発生及び処理報告書を甲へ提出しなければならない。

(受託者名の公表措置及び損害賠償義務)

第13条 甲は、乙が個人情報の保護に関する事項について、違反し、又は怠った場合は、当該事実を公表できるものとし、乙の当該違反又は^{けたい}懈怠に起因する損害について、乙は、その賠償の責任を負う。

(その他)

第14条 この特約条項に定めのない事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙(乙が共同企業体または事業共同組合であるときは、その構成員または組合員のいずれかの者が該当する場合を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を催告をせずに解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき、または暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。
- (2) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 甲が前項の規定によりこの契約を解除した場合、契約保証金は甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額(契約の一部の履行があったときは契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除した額の100分の10相当額)を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

5 乙は、この契約の履行にあたり、江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年10月1日施行)第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じとする。)をさせ、または委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは委託を行った者が契約履行期間中入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

6 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁との間で、該当事実の存否に関する情報の交換を行うことができる。

7 本特約の契約解除に伴う措置等については、前各項に定めるもののほか当該契約約款条項によるものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等およびこれらに限らずその他の者より工事妨害等の不当介入または下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 乙が前項の通報報告を行う場合、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 乙はその下請負人が不当介入を受けた場合、遅滞なく乙に報告するよう当該下請負人に指導しなければならない。

4 甲は乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由なく甲への報告または管轄警察署への通報を怠った場合は、江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱別表6「不正又は不誠実の行為」に該当するものとして指名停止措置を行うことができる。